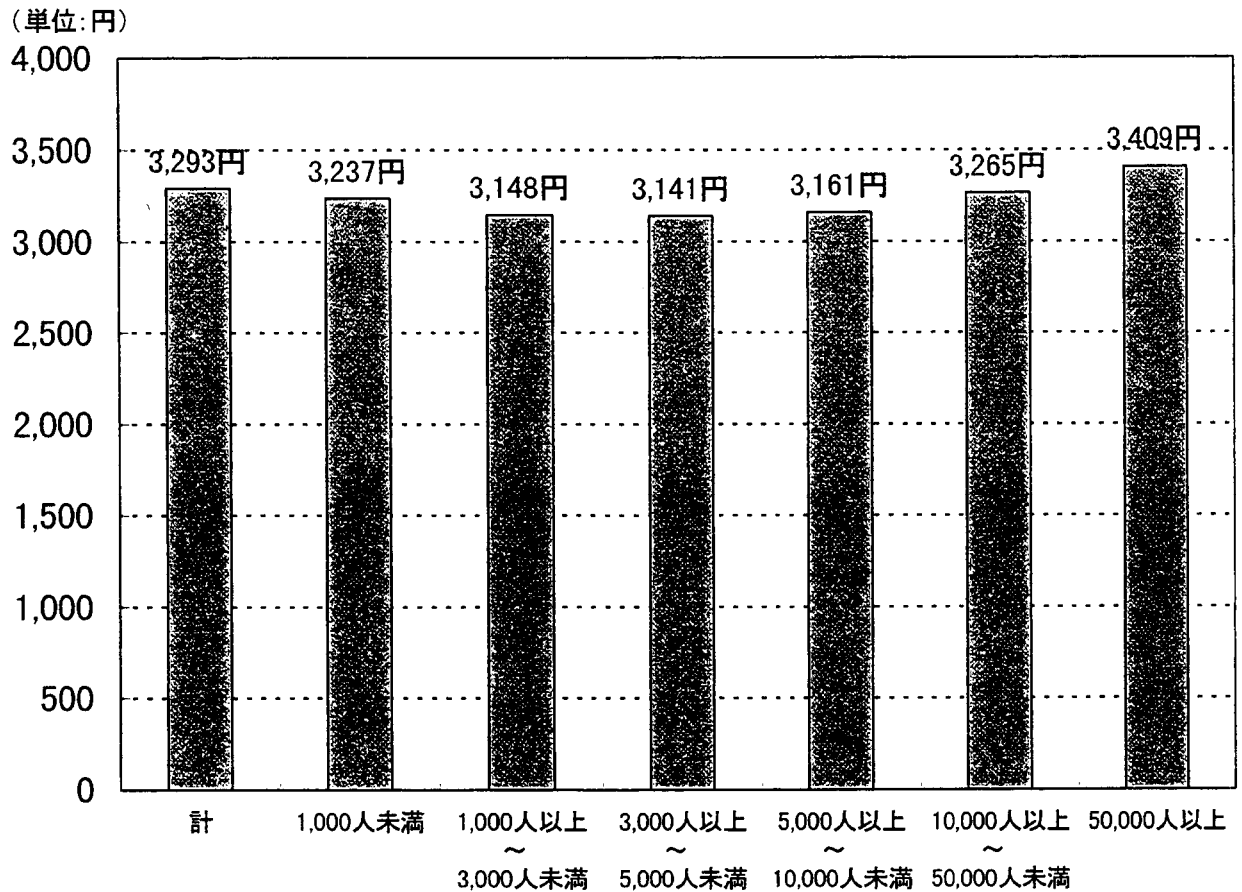


保険者規模と保険料水準

- 各保険者の保険料水準を比較すると、基準額が約6000円と高額となっている保険者から、2000円弱の保険者まで大きな格差が存在するが、平均保険料で見れば、保険者規模による大きな差はみられない。

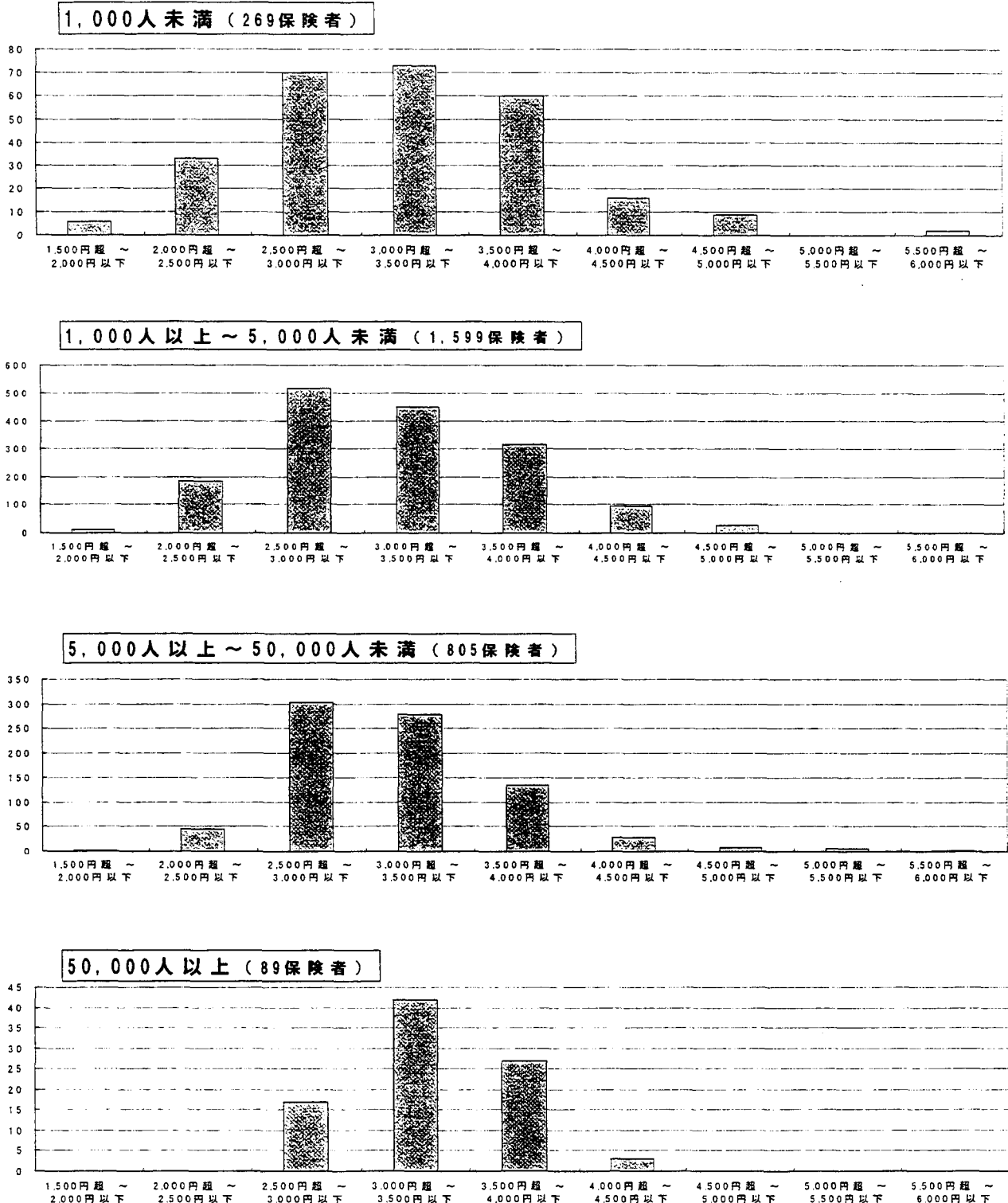
【保険者規模別平均保険料】



保険者規模と保険料の分布

- 保険料基準額は保険者の規模によって影響を受けないが、保険料のバラツキでみると、小規模の保険者ほどバラツキは大きくなる。これは、サービス利用量に変化が起きた場合の変動幅が、小規模の保険者ほど大きいためである。

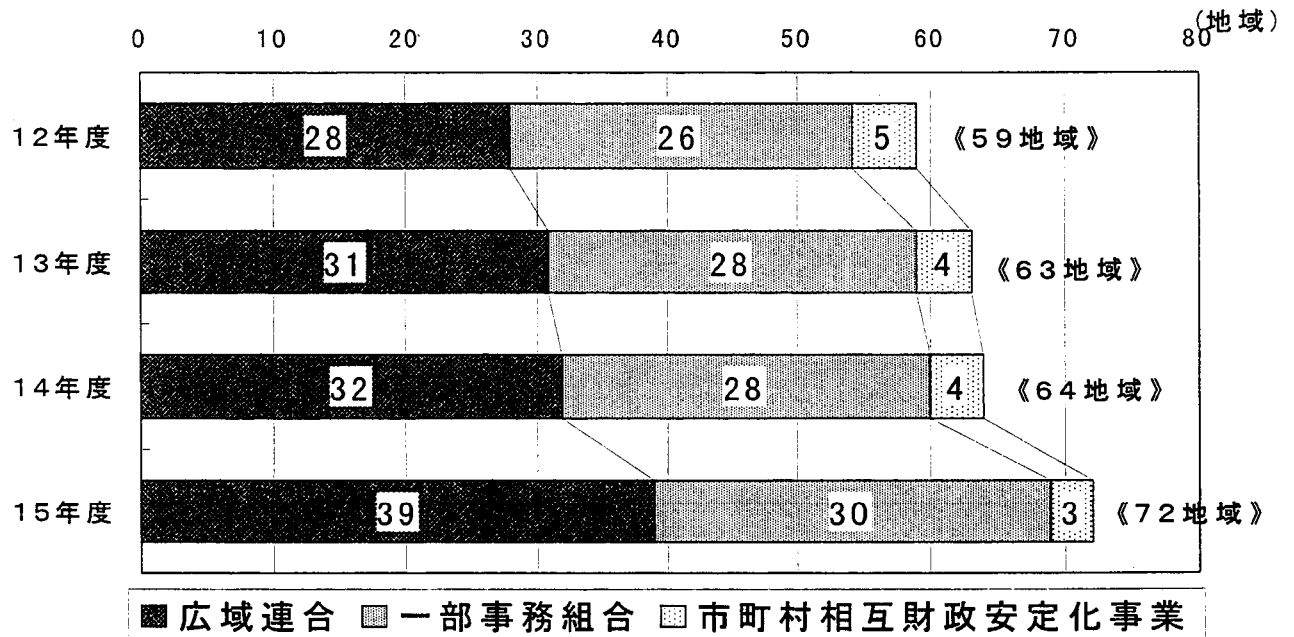
【保険者規模（第1号被保険者数）区分ごとの保険料分布】



広域化・市町村合併の状況

- 介護保険の保険者運営を行う広域連合等は年々増加し、町村部では約2割の町村が広域連合等による広域的な運営を行っている。
- 本年度既に17件の市町村合併が行われるなど市町村合併が進展しつつある。

【介護保険の保険者運営を行う広域連合等の推移】



【介護保険の保険者運営を行う広域連合等の構成市町村】

	地域数	構成市町村		
		市	町	村
広域連合	39	26	213	92
一部事務組合	30	22	142	28
市町村相互財政安定化事業	3	1	7	4
計	72	49 (7.0%)	362 (18.5%)	124 (22.5%)

※ 表中の括弧内はそれぞれ全国の市及び特別区(700)、町(1961)、村(552)の全数に対する広域連合等構成市町村数の比率

注) 平成15年4月1日現在

第1号保険料の収納状況

○ 介護保険の第1号保険料は、制度創設以来98%程度の収納率を維持しているが、これは年金からの特別徴収を導入したことによる影響が大きい。

<平成12年度>

○ 保険料収納額 1,920 億円 (収納率: 98.7%)
・うち 特別徴収 1,575 億円
普通徴収 345 億円 (収納率: 93.2%)
(特別徴収の割合 約 82%)

<平成13年度>

○ 保険料収納額 5,881 億円 (収納率: 98.6%)
・うち 特別徴収 4,801 億円
普通徴収 1,081 億円 (収納率: 92.8%)
(特別徴収の割合 約 82%)

※ 国の特別対策により、12年9月までは保険料免除、13年9月までは保険料半額の措置がとられていた。

<平成14年度>

○ 保険料収納額 8,029 億円 (収納率: 98.4%)
(※ 収納率100%の保険者: 157 保険者)
・うち 特別徴収 6,558 億円
普通徴収 1,471 億円 (収納率: 91.9%)
(特別徴収の割合 約 82%)

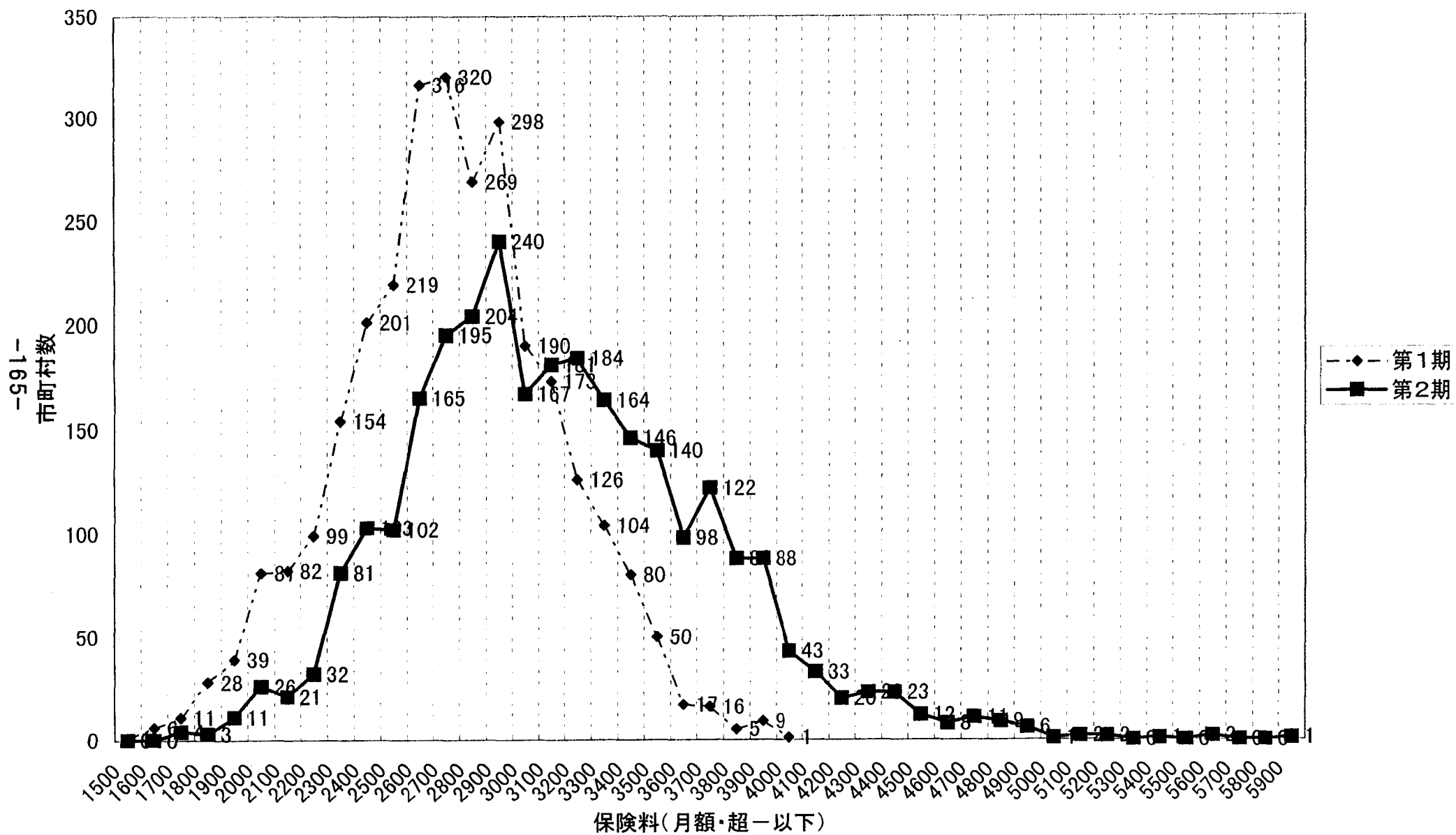
※介護保険事業状況報告(年報)より

(参考)

特別徴収対象者数 約 1,985 万人 (平成14年5月分・社会保険庁調べ)
(平成14年4月時点の高齢者人口 2,331 万人※で除すると、約 85%)

※ 総務省統計局「全国、年齢5歳階級別人口推計(月報)(14年4月1日現在(確定値))」

保険料別市町村数(月額)



介護保険料について

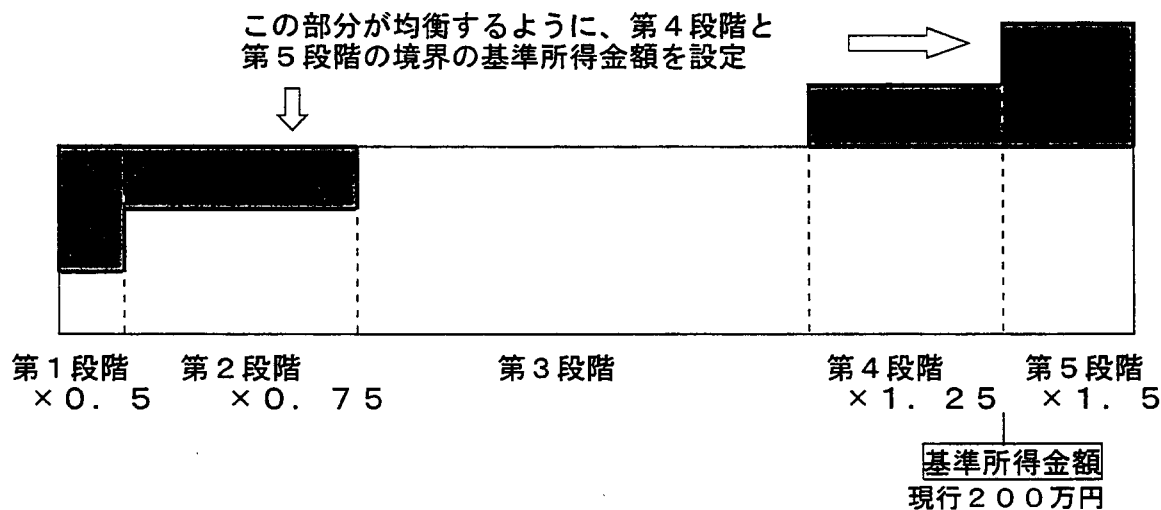
高齢者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、原則として各市町村ごとの所得段階別の定額保険料としている。（5段階ないしは6段階）

段階	対象者	保険料	(参考) 対象者見込数	
			(第2期)	(第1期)
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	約 2%	約 2%
第2段階	市町村民税世帯非課税	基準額 × 0.75	約 34%	約 29%
第3段階	市町村民税本人非課税	基準額 × 1	約 39%	約 43%
第4段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が 200 万円未満）	基準額 × 1.25	約 13%	約 16%
第5段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が 200 万円以上）	基準額 × 1.5	約 12%	約 10%

※ 老齢退職年金受給の高齢者は、年収 266 万円までは市町村民税非課税。したがって、夫婦それぞれの年金がこの額未満（計 532 万円）までは、市町村民税非課税となる。

※ 第2段階～第5段階の該当者のうち、それぞれの段階の保険料を適用すると生活保護の被保護者になってしまう者については、被保護者とならないようより低い段階の保険料を適用する。

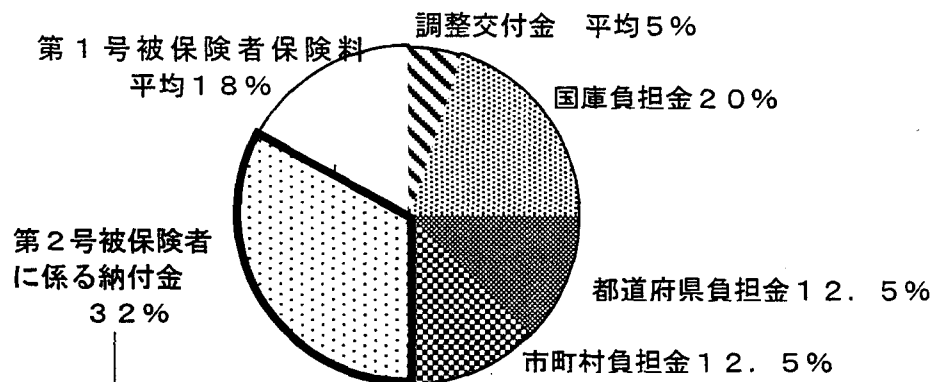
○ 基準所得金額（第4段階と第5段階の境界所得）については、第1段階と第2段階における軽減分と、第4段階と第5段階の増額分が均衡するように設定する。



介護給付費納付金について

各医療保険者は、全国平均の第2号被保険者1人当たりの保険料額と、自らの保険に加入する第2号被保険者数見込みを基に算定した当該年度の「概算納付金額」に、前々年度の精算額（確定納付金額と概算納付金額の差を基に算定）を加えた介護給付費納付金額を基に、第2号被保険者に保険料を賦課している。

介護給付費



介護給付費納付金

$$\frac{\text{当年度の介護給付費見込額} \times 32\%}{\text{全医療保険の第2号被保険者の見込み総数}} = \text{第2号被保険者1人当たり負担見込み額} \quad \text{〔厚生労働大臣告示〕}$$

〔各医療保険者〕

$$\text{第2号被保険者1人当たり負担見込み額} \times \text{第2号被保険者見込み数} = \text{当年度の概算介護給付費納付金額}$$

$$\text{当年度の概算介護給付費納付金額} + \text{前々年度精算額} \times 1 + \text{調整金額} \times 2 = \text{介護給付費納付金額}$$

※1 前々年度精算額 = 前々年度の確定納付金額 - 前々年度の概算納付金額
 ※2 調整金額 = 前々年度精算額に係る利息相当分

介護保険料率（健康保険組合の例）

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護給付費納付金額}}{\text{第2号被保険者の標準報酬総額及び標準賞与額の総額}}$$

各都道府県平均保険料基準額

(単位:円)

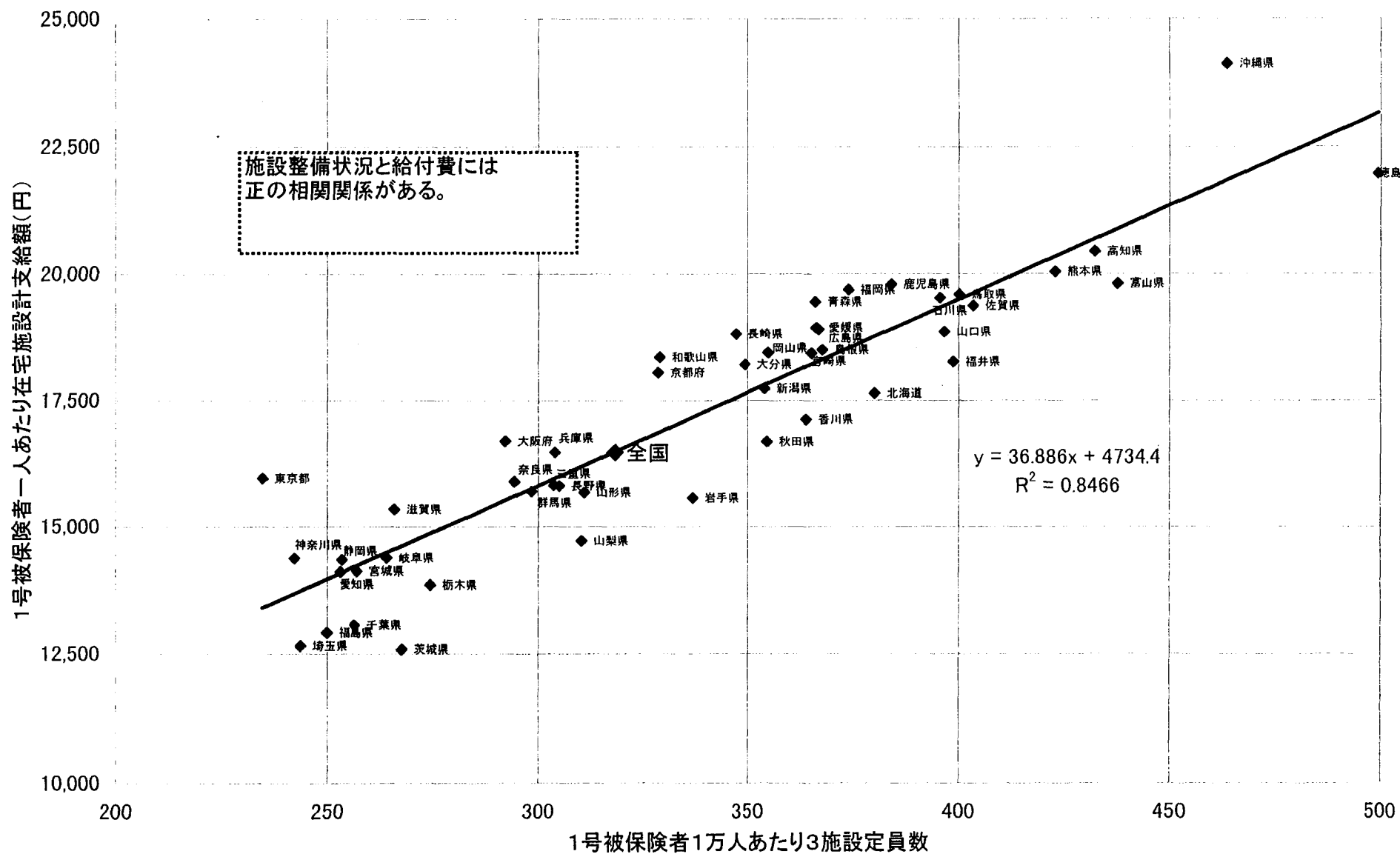
No	県名	都道府県公表額(月額)	
		第1期 (H12-H14)	第2期 (H15-H17)
1	北海道	3,155	3,435
2	青森県	3,256	4,029
3	岩手県	2,868	3,018
4	宮城県	2,697	3,007
5	秋田県	2,940	3,334
6	山形県	2,575	3,123
7	福島県	2,378	2,640
8	茨城県	2,393	2,613
9	栃木県	2,579	2,807
10	群馬県	2,676	3,031
11	埼玉県	2,632	2,741
12	千葉県	2,701	2,872
13	東京都	3,056	3,273
14	神奈川県	2,975	3,124
15	新潟県	2,774	3,347
16	富山県	2,921	3,789
17	石川県	2,940	3,753
18	福井県	3,158	3,470
19	山梨県	2,213	2,836
20	長野県	2,346	3,072
21	岐阜県	2,675	2,962
22	静岡県	2,845	2,932

No	県名	都道府県公表額(月額)	
		第1期 (H12-H14)	第2期 (H15-H17)
23	愛知県	2,737	2,946
24	三重県	2,807	3,090
25	滋賀県	2,695	3,148
26	京都府	2,848	3,562
27	大阪府	3,134	3,394
28	兵庫県	2,903	3,310
29	奈良県	2,859	3,154
30	和歌山県	2,910	3,527
31	鳥取県	2,963	3,620
32	島根県	2,891	3,327
33	岡山県	3,072	3,663
34	広島県	3,040	3,570
35	山口県	2,967	3,617
36	徳島県	3,320	4,251
37	香川県	3,076	3,289
38	愛媛県	2,962	3,546
39	高知県	3,141	3,649
40	福岡県	3,050	3,725
41	佐賀県	3,006	3,666
42	長崎県	3,041	3,573
43	熊本県	3,073	3,798
44	大分県	3,192	3,433
45	宮崎県	3,153	3,637
46	鹿児島県	3,116	3,814
47	沖縄県	3,618	4,957

※ 平成15年4月1日現在

※ 各都道府県が管内保険者の第1号保険料の平均値を公表したものを、厚生労働省介護保険課にてとりまとめたもの

施設整備状況と介護給付費(3施設計)



資料: 3施設定員数は老健局振興課調べ(15年4月1日現在)、1号被保険者数(15年3月末)、在宅施設計支給額(15年1月)は老健局介護保険課「介護保険事業状況報告」

市町村における事業計画・保険料決定のプロセス

高齢者の介護保険料は、地域ごとの介護サービスの状況に基づき、被保険者や住民の意見を反映して決定される。

被保険者の意見を反映した計画策定作業（法第117条）

- 介護保険事業計画作成委員会等の設置・被保険者代表の参加
- 聞き取り調査、公聴会の実施等
（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）

介護保険事業計画の策定（法第117条）

- 各年度（5年間）における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- その確保のための方策等

計画上のサービス量に基づく給付費の見込み（法第129条）

介護保険料の算定（法第129条・令第38条）

< 3年間の財政の見込 >

（歳出）給付費、その他費用（安定化基金拠出額等）

（歳入）国・都道府県・市町村の負担、第2号被保険者の保険料（介護給付費交付金）

→ 第1号被保険者が負担する費用の見込

→ 保険料の算定

議会における介護保険条例の改正



介護保険料の決定（法第129条）